

松山支部役員選出細則

第1条 本細則は、松山支部役員の選出にあたり、立候補者の意思を尊重し、立候補者多数の場合は投票による選挙を行ない、立候補者なき場合は、予め定める選出基準により選考委員会が選考・選出することで、支部運営が円滑に行われることを目的とする。

第2条 支部規則第8条第2項の支部役員の選出については、愛媛県土地家屋調査士会役員選挙規則を準用するほか、本細則の定めるところによるものとする。

第3条 投票にあたっては、代理投票はこれを認めない。

第4条 選挙管理委員会と選考委員会とは同一構成とし、立候補者なき場合は選挙管理委員会が選考委員会に移行するものとする。

2. 選挙管理委員は、理事会において支部会員の中から選任するものとする。

第5条 選考委員会は原則として次の基準により選考を行うものとする。

- ① 登録順
- ② 支部長経験者を除く。

第6条 本会役員選挙にあたり前条の選考委員会は、本会役員選挙規則第22条第1項第3号の規定による支部推薦理事について、原則として支部役員経験者より選考推薦を行い、理事会の承認を得るものとする。

第7条 この細則につき疑義あるときは、本会会則及び規則等の類似規定を準用するものとする。

2. 前項によることが出来ない場合は、支部理事会の承認を得て支部長が決する。

改正 平成19年4月21日 施行